

3月企画運営委員会次第

日 時 平成30年3月8日(木)14:00～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 理事会の開催概要について
 - (2) 平成30年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算(案)について
 - (3) 平成29年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込(案)について
 - (4) 4月定時総会の開催通知について
 - (5) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - (6) 第52回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)について
 - (7) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報 17-39
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

※4月企画運営委員会(予定)

平成30年4月12日(木)14:30～ 県社会福祉会館 2階第2会議室

当日歓送迎会が予定されています。

4月定期総会

平成30年4月21日(土)11:10～ 県社会福祉会館 4階第3.4研修室

平成 30 年 3 月 12 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成 30 年 3 月定時総会の審議結果について（ご報告）

早春の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、3月8日（木）神奈川県社会福祉会館において開催いたしました定時総会の審議結果は次のとおりでございました。

平成 30 年度は、定時総会で承認されました事業計画及び予算に基づき、効率的な事業運営に務めてまいりますので、会員の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

決算（見込）資料とは数字が変わることが想定されますので、ご了承をお願いいたします。

何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、4月10日（火）までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 30 年 4 月 21 日（土）11:10～
- 2 会 場 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 3・4 研修室
- 3 議 題

議案

- (1) 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について

報告事項

- (1) 平成 29 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- (2) 平成 29 年度会計監査報告について
- (3) その他

（問合せ先）

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(Fax 番号 045-311-1837)

総会出欠確認書及び委任状

平成 30 年 4 月 21 日(土)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出 席

欠 席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議事等の決定については、①議長 又は、

② _____ (市又は町) _____ 保育園 _____ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏 名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

(会場準備等の都合により、4月10日(火)までに事務局あてにご返送ください。)

平成 30 年 3 月 日

一般社団法人神奈川県保育会会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

「第 52 回神奈川県保育事業大会」の開催について

早春の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、県保育会及び県保育士会の円滑な事業運営につきましては、格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年恒例の標記保育事業大会を、別紙「開催要綱」のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴園長様はじめ職員皆様方の多数のご参加を頂けますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、当日は、「定時総会」も併せて開催いたしますので、出席方についてよろしくようお願い申し上げます。

- 1 日 時 平成 30 年 4 月 21 日（土）午前 10 時～
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館（横浜市神奈川区沢渡 4-2）
- 3 参加申込み 別紙 FAX 用紙により、4 月 4 日（水）までに保育会事務局にお申込みください。

FAX 045-311-1837

TEL 045-311-8754

研究発表の概要

第一会場 4階 第1・第2研修室

◆研究テーマ③ 発表 (関ブロ・全国分担カテゴリー)

● 保育者の資質向上を図る

- ①人材育成 園内研修 OJT 実施
～保育士等キャリアアップ研修を見据えて～

横須賀市保育会保育研究委員会

- ②保育者の資質向上を図る
～保育者の悩みから見えてきたもの～

海老名市公立保育園

第二会場 2階 講堂 (ホール)

◆研究テーマ③ 発表 (関ブロ分担カテゴリー)

● 公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割

- ①公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割
～藤沢市における子育て支援の充実に向けて～

藤沢市立保育園研究委員会

- ②公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割
～発達支援コーディネーターが担う役割～

平塚市立保育園園長会

- ③保育所から発信する地域子育て支援
～遊びに行きたくなる保育所～

厚木市保育内容研究会

※ 参加希望人数により当日会場が変更になることもございます。

第52回神奈川県保育事業大会開催要綱

主題 すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして

—子どもの健やかな成長と発達を保障するために—

1 趣 旨

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、保育を取り巻く環境が大きな転換期を向かえた。

一方、子育てにおける不安や孤立感をいなく保護者が増加するとともに、子育て家庭を取り巻く経済的状況の不安定化や、課題を抱える子どもに対する社会的支援の不足等により、子どもと子育てに関する社会的な課題は多種多様な姿で表面化してきている。

こうした中で、保育園は、保育園に通う子どもの健やかな成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められている。

今大会は、保育園の社会的意義や役割を認識しつつ、日頃の保育実践などに基づいた研究成果の発表や活発な討議を通して、さらなる保育の質の向上を目指す一方、永年に亘り保育業務に尽力精励した功労者を表彰することにより、保育事業の一層の発展を図ることを目的に開催する。

2 主 催 神奈川県保育会、神奈川県保育士会

3 後 援 神奈川県、神奈川県社会福祉協議会 神奈川県共同募金会、神奈川県民間保育園協会 日本保育協会神奈川県支部

4 日 時 平成30年4月21日(土) 10:00 開会 (9:00 受付)

5 会 場 神奈川県社会福祉会館

(横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel045-311-8754)

6 来 賓 神奈川県知事、神奈川県議会議長、神奈川県児童福祉審議会委員長、神奈川県市長会会長、神奈川県町村会会長、神奈川県社会福祉協議会会長、日本保育協会神奈川県支部長、神奈川県民間保育園協会理事長、神奈川県保育士養成施設協会会長 等

7 参加者 (1) 保育園等の園長・保育士等

(2) 県・市・町の関係職員

(3) 県社会福祉協議会・保育士養成校等関係団体の職員等

8 日 程

- ・ 9 : 0 0 来賓・受賞者受付
- ・ 10 : 0 0 ~ 11 : 0 0 式典
- ・ 11 : 1 0 ~ 12 : 3 0 総会(保育会、保育士会)
- 昼 食 ・ 休 憩 —
- ・ 14 : 0 0 ~ 15 : 5 0 研究発表・討議
- ・ 16 : 0 0 ~ 16 : 3 0 処理委員会

第52回神奈川県保育事業大会参加申込書

(市・町名)

(保育所名)

電話番号

()

☆ 参加者名簿

職 名	氏 名	午後の希望会場		備 考
		第1希望	第2希望	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	
		第 会場	第 会場	

※ 備考欄に、研究発表者は○を、大会被表彰者は◎をご記入ください。

※ 昼食弁当の提供は行っておりませんので、必要に応じて各自ご用意下さい。(研究発表者を除く)

提出期限 (期限厳守) 4月4日 (水)

申込先 神奈川県保育会事務局

FAX 045-311-1837

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の解釈が明確化
～「地域における公益的な取組」通知が改正される…………… 1
- ◆配置基準等を満たさなくなった保育所等に対する指導監査の流れ等について、
あらためて留意事項が示される
～地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて…………… 2
- ◆社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A が追記される
～平成 30 年度から適用…………… 3
- ◆建築工事費デフレター（建築総合指数）が改正される…………… 4

◆社会福祉法人による「地域における公益的な取組」 の解釈が明確化 ～「地域における公益的な取組」通知が改正される

平成 30 年 1 月 23 日、通知『社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について』（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）が発出されました。

「地域における公益的な取組」は、社会福祉法第 24 条第 2 項により、次の 3 つの要件のすべてを満たすことが必要とされています。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③無料又は低額な料金で提供されること

①については、原則として、「社会福祉を目的とする取組を指すもの」とされ、「地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するもの」です。

本通知では、ただし書きとして、「地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重

要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれる」と、その解釈を広げて示されました。

②の「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」については、「現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるができるような環境や状態を構築するという視点も重要」とし、「予防的な支援を行う取組も含まれる」とされました。

③の「無料又は低額な料金で提供されること」については、「国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する」ことが示されました。

また、「複数の法人で連携して行うことも差し支えない」とされるとともに、単に資金の拠出や建物等の貸し出しのみでは該当せず、「地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要」です。

さらに、定款上の位置付けについては、「恒常的に行われるものではない取組」に定款の変更は不要で、公益事業のうち、「規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業」も定款の変更は不要とされています。

詳細は、別添の NO.1 をご参照ください。

※厚生労働省トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> 社会福祉法人制度> 社会福祉法人制度改革について

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/0000191934.pdf>)

◆配置基準等を満たさなくなった保育所等に対する指導監査の流れ等について、あらためて留意事項が示される ～地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて

平成 30 年 1 月 19 日、厚生労働省子ども家庭局保育課は、事務連絡『「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について』を発出しました。

これは、平成 29 年 12 月 26 日に閣議決定された『平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針』において、「配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知する」とされたことから、これまでの考え方を整理して提示されたものです。

指導監査の方法について、平成 29 年度予算において巡回支援指導員の配置に係る事業が計上され、巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ることは「指導監査の能率的な実施方法」や「弾力的な指導監査」に該当することから、この事業の活用により、適切な指導監査の実施につなげることとされています。

また「特別指導監査」について、事前に通知せずに監査を実施することが適切である場合の具体例が示されています。

そして、設備運営基準を下回っている場合等で、繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては「必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと」とされており、その際の処分があらためて列挙されています。さまざまな理由で、やむをえず一時的に設備運営基準を下回っているような場合には、累次の指導監査や代替職員の派遣措置等を通じ、事態の改善の余地があるか見極めることとされています。

詳細は、別添の No. 2 をご参照ください。

資料は、内閣府ホームページに掲載されています。

※内閣府トップページ> 内閣府の政策> 子ども・子育て本部> 子ども・子育て支援新制度> 自治体向け情報> 事務連絡 (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html>)

◆社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A が追記される ～平成 30 年度から適用

平成 30 年 1 月 23 日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、事務連絡『「社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A (vol. 3)」について』を発出しました。

これまでの Q&A に追記された項目には、社会福祉充実計画に記載すべき事業内容について、可能な限り具体的に記載されることが必要であり、①誰を対象にして、②どのような「サービスや給付等」を実施し、③それにより対象者がどのような利益を享受し、④それにどの程度のコストをかけることを予定しているのか、といった内容が明確に記載されている必要があると示されています【問 44】。その上で、社会福祉充実計画の承認について、具体的な事例をもとにした判断基準を明示しています【問 55】。事例の⑩には、「会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施」は、法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから可、事例の⑪には、「第三者評価の受審」は利用者等に対するサービスの質の向上に資することから可とされています。

こうした判断基準等において不適法な内容や本来記載すべき内容が記載されていない場

合には、所轄庁は、以下の手順で、社会福祉充実計画を申請した社会福祉法人に対応することが示されました【問 81】。

- ① 不適法な理由を明らかにした上で、一定の期限までに申請内容の修正を指導
- ② ①の指導に従わない場合、申請に対する不承認を通知するとともに、一定の期限までに計画の再提出を指示
- ③ ②の指示に従わない場合、社会福祉法第 56 条の規定に基づき、改善勧告や改善命令、役員解職勧告等を順次実施

また、「地域公益事業」の実施にあたっては、地域協議会の意見聴取を行うこととされていますが、平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度においても、①法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うことや、②法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うことで代替が可能とされました【問 84】。

詳細は、別添の No. 3 をご参照ください。

※厚生労働省トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> 社会福祉法人制度> 社会福祉法人制度改革について

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000191933.pdf>)

◆建築工事費デフレーター（建築総合指数）が改正される

平成 30 年 1 月 23 日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、通知『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』の一部改正について』を発出しました。

社会福祉充実残額（控除対象財産）の計算において、「将来の建替に必要な費用」を算定する際に必要な「建築単価等上昇率」の数値について、直近の統計等を踏まえて改正されています。平成 30 年 4 月 1 日から適用されます。

詳細は、別添の No. 4 をご参照ください。

※厚生労働省トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> 社会福祉法人制度> 社会福祉法人制度改革について

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000191932.pdf>)

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

社会福祉法人（以下「法人」という。）による「地域における公益的な取組」については、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、法人がより一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化することとしたので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号当職通知）は廃止しま

す。

また、本通知のうち、4の規定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、

法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

2. 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 法第 24 条第 2 項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第 24 条第 2 項に規定するとおり、次の①から③までの 3 つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に 1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、

実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

3. 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に規定のとおり、定款の変更は不要である。

4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

事務連絡
平成30年1月19日

都道府県
各指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」
を踏まえた具体的な留意事項等について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定。別紙参照）が取りまとめられたことを踏まえ、配置基準等を満たさなくなった保育所等に対する指導監督の流れ等について具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

保育所等に対する指導監査については、法令上年1回の実施が義務づけられているところであり、従来、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知。以下「指導監査通知」という。）及び「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」（平成27年12月24日付け雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施されているところである。

これについて、指導監査の実施率が芳しくない自治体が見受けられることや、待機児童解消に向けた受け皿拡充と質の確保・向上が「車の両輪」であることを踏まえ、以下の点に留意の上、改めて適切な指導監査の実施に努めること。

(1) 指導監査通知の5の(1)のウにおいて、「実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと」としているが、厚生労働省では、平成29年度予算において、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置に係る事業を計上しており、保育園等における保育の質の確保及び保育事故の防止のため、この巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ることも、ここでいう「指導監査の能率的な実施方法」や「弾力的な指導監査」に該当することから、本事業の活用等により、適切な指導監査の実施につなげること。

(2) 指導監査通知の8の(1)において、問題を有する保育所等を対象に必要なに応じて特定の事項について実施することとされている特別指導監査について、「保育所において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、必要に応じて事前に通知せずに特別指導監査を実施することが適切である」旨示しているが、こうした事前通知なしの指導監査を行うことが適切である場合として、例えば、具体的には以下のような事例が考えられること。

- ・保育所において死亡事故が発生した旨の報告があったが、死亡に至った経過や状況が不明確であり、正確に実態を把握するために事前通知なしの指導監査が必要な場合
- ・利用者等の通報・苦情・相談等により虐待のおそれが明らかになり、事実確認のため、隠蔽等の危険を避けた形で職員への聞き取り等を行うことが必要な場合
- ・不正な会計経理や書類の改ざん等が行われている疑いがあり、証拠となる帳簿や書類について改変・破棄の猶予を与えることなく提出を求めることが必要な場合
- ・児童に対する不適切な処遇が行われた疑いで改善勧告を行った保育所から改善計画書の提出があり、当該計画書に従った改善が実際に行われているかどうかについて、実地に赴いて確認する必要がある場合

(3) 指導監査通知の11の(4)のウにおいて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に基づき、都道府県等の条例により定められた基準(以下「設備運営基準」という。)を下回っている場合等であって「指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと」を示している(ここでいう「法

令等に基づく処分」は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく以下①～④の処分である）。

- ①（設備運営基準に達しないとき）改善勧告
- ②（改善勧告に従わず、かつ児童福祉に有害と認められるとき）改善命令
- ③（設備運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときに、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で）事業停止命令
- ④（設備運営基準等に違反したとき）認可取消し

したがって、保育所等に勤務する保育士について、産前・産後休業や育児休業を取る者が相次いだ等の理由で、やむをえず一時的に設備運営基準を下回っているような場合については、累次の指導監査や必要に応じた代替職員の派遣措置等を通じ、事態の改善の余地があるか見極めること。なお、代替職員の派遣を行う際は、派遣先の保育所等との間で覚書を取り交わす等の方法で、代替職員の施設における役割や責任の所在を明確化しておくことが望ましい。

また、実際に上記①～④の処分を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・虐待等のおそれがあるなど至急の対応が必要な場合を除き、改善勧告から改善命令、改善命令から事業停止命令、事業停止命令から認可取消しと、徐々に重い処分を実施していくことが想定されるが、その間、処分を行った保育所等に対するきめ細かい指導監督・意見聴取等を通じて事態の詳細な把握に取り組むこと。
- ・当該保育所等に通所する子どもについて、健全な育成の場が奪われることがないよう、特に事業停止命令や認可取消しが想定されるような場合については、当該子どもの保護者に対して、早い段階から、説明会の実施や、転園先となりうる保育所・事業停止命令や認可取消しの予定日時等を提示するなど、手厚い支援を行うよう努めること。

(別紙)

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）（抄）

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- (i) 保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）33 条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。

事 務 連 絡

平成30年1月23日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)」について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理については、日頃からご質問の多い事項についてQ & Aを取りまとめ、お示しをしているところですが、今般、考え方を一層明確にする観点から、新たに一部Q & Aを追加・修正いたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市区町村及び社会福祉法人等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、今回の vol. 3 において新たに追加又は修正したQ & Aは、赤字及び下線を付したものとなります。

また、当該追加・修正Q & Aについては、平成30年度から適用します。

社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)

【1. 社会福祉充実残額の算定】	- 10 -
問1 社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。	- 10 -
問2 社会福祉充実残額はどのような使途に活用できるのか。	- 10 -
問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実に充てることはできるのか。	- 10 -
問4 社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すれば良いか。また、社会福祉充実残額が生じなかった法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。	- 11 -
問5 社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。	- 11 -
問6 「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。 【事務処理基準3の(2)関係】	- 11 -
問7 社会福祉充実残額が正の数字となったものの、「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」に該当するような場合であっても、評議員会の承認、公認会計士・税理士等への意見聴取に係る義務は生じるか。【事務処理基準3の(2)関係】	- 11 -
問8 人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 12 -
問9 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産となるのか。 【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 12 -
問10 大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 12 -
問11 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	- 12 -

- 問12 助成事業の原資となる積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】- 13 -
- 問13 助成事業の原資として控除対象財産に該当する積立資産とは、どのような要件を満たせば良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】..... - 13 -
- 問14 社会福祉充実計画において、平成29年度に土地を購入し、平成32年度に当該土地に建物を建設して事業を開始する場合、平成30年度において当該土地を控除対象財産として良いか。..... - 13 -
- 問15 法人に基金を設置し、当該基金の運用益を特定事業の費用に充てているが、このような場合、当該基金は控除対象財産に該当するものとして考えて良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】..... - 14 -
- 問16 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】..... - 14 -
- 問17 都道府県等が実施する退職共済制度に加入している法人において、会計処理上、資産の部の退職給付引当資産に掛金を計上する一方、負債の部の退職給付引当金に約定の給付額を計上するなどにより、退職給付引当資産が退職給付引当金よりも多く計上されている場合に、当該差額部分は控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】..... - 14 -
- 問18 法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となってしまうのか。【事務処理基準3の(4)の①の注1関係】..... - 15 -
- 問19 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から用途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】..... - 15 -
- 問20 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から用途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等」に、法人の自主財源が一部混在している場合、当該積立資産は全額控除対象財産として良いか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】..... - 16 -
- 問21 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金について、現預金で保有している場合、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①の注4関係】..... - 16 -
- 問22 対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除く趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の②関係】..... - 16 -

問23 対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とする趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の③関係】.....	- 17 -
問24 財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象となる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載し、それぞれ数量を記載(〇〇ほか〇個)する方法によることは可能か。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】....	- 17 -
問25 財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】.....	- 17 -
問26 「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 18 -
問27 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であって、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 18 -
問28 中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法如何。【事務処理基準3の(5)関係】.....	- 18 -
問29 減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】.....	- 19 -
問30 減価償却累計額の算定に当たって、基本財産に位置付けている建物 A の建物付属設備について、建物 A 建設当初のものについては基本財産に計上し、その後に増設した付属設備については、その他の固定資産における構築物に計上しているような場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】.....	- 20 -
問31 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の③関係】.....	- 20 -
問32 一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 20 -
問33 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 21 -

問34 個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。 【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 21 -
問35 建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の 取得価額」の計算式により、算出することとされているが、この場合の自己資金額には、どのような費用を 含めれば良いか。【事務処理基準3の(5)の④関係】.....	- 21 -
問36 大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えれば良いか。 【事務処理基準3の(5)の⑤関係】.....	- 22 -
問37 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財 産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、施設・事業所の経 営の有無に関わらず、これに該当する全ての法人がその適用を受けられるものと考えて良いのか。【事務 処理基準3の(7)関係】.....	- 23 -
問38 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の要件に該当する場合であって も、法人の判断として特例の適用を受けないことは可能か。【事務処理基準3の(7)関係】.....	- 23 -
問39 社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要があるの か。.....	- 23 -
問40 「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必 要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略し て良いか。.....	- 23 -
【2. 社会福祉充実計画】	- 24 -
問41 社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福 祉充実計画を作成する必要があるのか。.....	- 24 -
問42 社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立てを行う、又は単に外部の社会福祉法 人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。.....	- 24 -
問43 社会福祉充実計画に盛り込むべき内容として、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや 給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行うこととされているが、具体的にはど のように理解すれば良いか。.....	- 25 -
問44 社会福祉充実計画に記載すべき事業内容は、どのような内容を記載すべきか。.....	- 25 -

- 問45 社会福祉充実計画において、法人における検討の結果、第1順位である社会福祉事業は実施せず、第2順位である地域公益事業又は第3順位である公益事業のみを実施することは可能か。..... - 25 -
- 問46 社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を将来において見込まれる既存事業の赤字により費消するといった内容を記載することは可能か。..... - 26 -
- 問47 社会福祉充実計画において、建物に係る借入金を返済するといった内容を記載することは可能か。..... - 26 -
- 問48 社会福祉充実計画においては、事業費を記載することとされているが、当該事業費は、社会福祉法人会計基準に定める事業費に限定され、人件費や事務費は含まないという理解で良いか。..... - 26 -
- 問49 法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業に振り替えることは可能か。..... - 26 -
- 問50 社会福祉充実計画において、退職職員の補充を行うことは可能か。..... - 27 -
- 問51 社会福祉充実計画において、職員の給与改善を行う場合、当該改善を行う職員に係る給与全額を盛り込んで良いか。それとも改善に係る相当額のみを盛り込むべきか。..... - 27 -
- 問52 平成30年度に策定する社会福祉充実計画において、平成29年度の給与規定の改正に基づく、職員の給与改善の実施を盛り込むことは可能か。..... - 27 -
- 問53 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴うものでなければならないと解すべきか。..... - 28 -
- 問54 社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣工までを盛り込むことで足りるか。..... - 28 -
- 問55 社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。..... - 29 -
- 問56 社会福祉充実計画の承認に当たって、当該計画に複数の事業が盛り込まれている場合であって、要件を満たす A 事業と、要件を満たしていない B 事業とが混在している場合、どのように取り扱うべきか。..... - 31 -
- 問57 社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができることとされているが、具体的な判断基準如何。【事務処理基準4の(4)関係】..... - 31 -

- 問58 実施期間を5か年度とする社会福祉充実計画の申請がなされ、内容を確認したところ、2か年度で社会福祉充実残額全額を費消するような場合であっても、5か年度の計画として承認して良いか。... - 31 -
- 問59 社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。..... - 32 -
- 問60 社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。..... - 32 -
- 問61 社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員でも可能か。【事務処理基準5関係】..... - 32 -
- 問62 社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。..... - 32 -
- 問63 複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。..... - 33 -
- 問64 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることのできるのか。..... - 33 -
- 問65 社会福祉充実計画の事業費が社会福祉充実残額を上回る場合、計画書における事業費等の記載方法如何。..... - 34 -
- 問66 当初策定した社会福祉充実計画(実施期間:平成29年度～平成33年度末までの5年間)について、平成32年度に変更を行った場合、当該計画の実施期間は、変更年度である平成32年度から平成36年度末までの計画に延長されるという理解で良いか。..... - 35 -
- 問67 当初策定した社会福祉充実計画において、単身高齢者の見守りを行う事業の実施が予定されていたところ、計画実施期間の途中で、建物の建替を行う事業へと、計画の内容が抜本的に変更されるような場合、変更申請により対応して良いか。..... - 35 -
- 問68 社会福祉充実計画の変更にあたって、承認申請事項と届出事項とが混在する場合、それぞれ別々の書類を提出させるべきか。【事務処理基準10関係】..... - 36 -
- 問69 社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準10関係】..... - 37 -

- 問70 承認社会福祉充実計画において、事業開始時期が8月1日とされていたところ、実際の事業開始時期は9月1日となり、また、事業費についても変動が見込まれる。このような場合についても計画の変更は必要なのか。【事務処理基準10関係】..... - 37 -
- 問71 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】..... - 38 -
- 問72 問71において、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合は、計画の変更を行うことが必要とされているが、「計画策定時の見込み」とは具体的にどの値を指すか。【事務処理基準10関係】..... - 38 -
- 問73 問14において、社会福祉充実計画により購入した土地が当該計画の実施期間満了まで控除対象財産とならないことにより、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合、計画の変更を行う必要があるのか。..... - 38 -
- 問74 法人において緊急的な支出の必要性が生じた場合に、所轄庁の承認を得ずに、社会福祉充実残額をその支出に充てることはできるのか。..... - 39 -
- 問75 社会福祉充実事業について、予測できない財務状況の変化等により、明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合、どのような対応をすれば良いか。..... - 39 -
- 問76 社会福祉充実計画の公表に当たって、社会福祉充実残額算定シートについても併せて公表する必要があるのか。【事務処理基準12関係】..... - 39 -
- 問77 社会福祉充実計画の公表に当たって、母子生活支援施設を運営している場合など、法人の所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合、どのように対応すれば良いか。【事務処理基準12関係】..... - 39 -
- 問78 社会福祉充実計画の実績の公表はどのような様式で行えば良いか。【事務処理基準12関係】.... - 40 -
- 問79 ○○市の所管法人が社会福祉充実計画の承認申請を行うに当たって、当該計画において○○市以外での事業所の開設を含む内容となっていることから、当該計画が承認されれば、年度の途中から所轄庁が○○市から□□県に変わることとなる。このような場合、6月30日時点の旧所轄庁(○○市)に計画の承認申請を行うべきか、それとも事業実施後の新所轄庁(□□県)に申請を行うべきか。..... - 40 -
- 問80 承認社会福祉充実計画については、2年目以降、どのような手続が必要となるのか。..... - 40 -

問81 法人から申請のあった社会福祉充実計画について、本来記載すべき内容が記載されていない又は事業内容が問42に掲げる要件に明らかに適合していないなど、不適法な内容である場合、所轄庁においては、どのように取り扱うべきか。..... - 41 -

【3. 地域協議会】 - 42 -

問82 地域協議会の運営に当たって、所轄庁においてはどのような事務を行えば良いか。..... - 42 -

問83 地域協議会の開催費用については、どこが負担すべきか。..... - 42 -

問84 地域協議会は必ず設置しなければならないのか。また、法人が自ら地域の関係者から意見聴取を行うことは可能か。..... - 43 -

問85 地域協議会において意見聴取を行うに当たって、社会福祉充実計画原案を作成した法人の出席は必ず必要か。また、地域協議会の構成員から書面により意見聴取を行うといった方法は可能か。.- 43 -

問86 地域公益事業の実施とともに、既存事業の充実を図ることを内容とする社会福祉充実計画の場合、既存事業の充実部分についても、地域協議会の意見を聴く必要があるのか。..... - 44 -

問87 法人から地域公益事業の実施希望がない場合、地域協議会は開催しなくても良いか。..... - 44 -

問88 法人が当該法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業を実施する場合、当該法人の所轄庁はどのような対応を行うべきか。..... - 44 -

問89 自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が事業の実施を希望する場合には、どのように対応すべきか。..... - 44 -

(注1) 問中の【】書については、当該問に関連する「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号通知）の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」の条番号を示す。

(注2) 平成29年4月25日付け事務連絡「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 2)」から問番号が変更されているものがあるので、留意のこと。

【1. 社会福祉充実残額の算定】

問1 社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額については、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならないものである。

問2 社会福祉充実残額はどのような用途に活用できるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の用途については、法人において、
 - ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
 - ② 地域公益事業
 - ③ 公益事業のうち①及び②に該当する事業以外のものの順にその実施を検討し、社会福祉充実計画にその事業内容を記載することになる。
2. その具体的な用途については、上記①から③までの事業の範囲で、職員処遇の改善や既存建物の建替、新規施設の建設のほか、新たな人材雇用、新たな取組に要する事業費など、法人が地域の福祉ニーズ等を踏まえた上で、一定の支出を伴う事業に充てる必要があり、最終的にはその経営判断の下、決定することとなる。

問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。

(答)

1. 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越した上で、同一法人が運営する社会福祉事業等の費用に充てることが可能とされている。
2. よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める用途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てることが可能である。

問4 社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すれば良いか。また、社会福祉充実残額が生じなかった法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定結果については、社会福祉充実残額が生じなかった法人を含め、毎会計年度、6月30日までに、「計算書類」及び「現況報告書」とともに、「社会福祉充実残額算定シート」に必要事項を記入の上、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用して入力を行う、又は当該シートを郵送又は電子メール等により送付することにより行うこととなる。
2. なお、「現況報告書」においても、社会福祉充実残額の有無や規模等の項目が設けられている。

問5 社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。

(答)

1. 個々の施設種別単位ではなく、法人単位の貸借対照表等を用いて、法人全体として算出することとなる。

問6 「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。【事務処理基準3の(2)関係】

(答)

1. 公認会計士・税理士等への意見聴取費用や社会福祉充実事業の実施に向けたマーケティング費用等に係る見積もりの結果、当該費用が社会福祉充実残額を上回っているような場合などが想定される。
2. なお、当該見積もりに係る書類は、「社会福祉充実残額の計算過程に関する書類」として、社会福祉充実残額算定シート及びその別添「財産目録様式」とともに、10年間保存しておくことが必要である。

問7 社会福祉充実残額が正の数字となったものの、「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」に該当するような場合であっても、評議員会の承認、公認会計士・税理士等への意見聴取に係る義務は生じるか。【事務処理基準3の(2)関係】

(答)

1. 義務は生じない。

問8 人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。
【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定ルールは、全法人にとって公平なものであることが必要であることから、法人の任意でその多寡を決定できる積立資産については、会計上これが計上されていることのみをもって控除対象財産とはならない。

問9 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、問8の回答と同様、控除対象財産とはならないが、措置費を原資とする積立資産には使途に制限があるため、それぞれの積立資産に係る使途制限の範囲内で、社会福祉充実計画の内容を検討の上、当該計画を作成することとなる。

問10 大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 大規模災害に備えて計上している積立資産については、控除対象財産の算定に当たって、最低限建物の建替等に必要な費用を考慮しているとともに、全法人に公平なルールを設定することが困難であることから、控除対象財産とはならない。
2. なお、大規模災害発生時には、法人の経営判断の下、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、その保有する財産を活用することを妨げるものではない。

問11 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。
【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産については、共同募金事業の性質上、寄付者から募金を集め、これを分配することが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。

問12 助成事業の原資となる積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 助成事業の原資となる積立資産については、助成事業の性質上、一定の積立資産を取り崩すなどにより、民間団体等に助成を行うことが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。
2. なお、社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を助成事業の原資に充てる場合については、当該計画に基づき、当該助成事業の実施経費として、法人外に支出されることが必要であることから、当該計画の実施期間において、社会福祉充実残額のうち、当該原資に充てるための積立資産等については、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除対象財産には該当しないものとして取り扱うこと。

問13 助成事業の原資として控除対象財産に該当する積立資産とは、どのような要件を満たせば良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 助成事業の原資となる積立資産として、控除対象財産に該当するためには、
 - ① 法人の定款において、助成事業を行うことが規定されるとともに、
 - ② 個別の助成事業の実施に係る要綱等が作成され、現に当該積立資産が助成事業の原資として活用されていることが明確になっていることが必要である。

問14 社会福祉充実計画において、平成 29 年度に土地を購入し、平成 32 年度に当該土地に建物を建設して事業を開始する場合、平成 30 年度において当該土地を控除対象財産として良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画に基づき、新たに取得した土地を控除対象財産として取り扱った場合、当該計画の実施期間中にもかかわらず、社会福祉充実残額がマイナスとなり、計画の終了に至ってしまうようなケースが出てくることなどが想定される。
2. よって、このような事態を回避するため、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物(建設中のため建設仮勘定に計上している場合を含む。)に限っては、これらを控除対象財産とはせず、財産目録上、「社会福祉充実計画用財産」として別個に管理した上、当該土地等を取得した年度の次年度から計画を終了するまでの間、社会福祉充実財産の算定の際に、社会福祉充実残額から、当該貸借対照表価額を差し引くことができるものとする。(関連:問73)

問15 法人に基金を設置し、当該基金の運用益を特定事業の費用に充てているが、このような場合、当該基金は控除対象財産に該当するものとして考えて良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 当該基金が国や自治体からの補助や第三者からの寄付等によって用途・目的等が明確に定められているものではない限り、控除対象財産には該当しない。

問16 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合については、国庫補助等の内示を受け、又は建設会社等との契約が締結され、建設費用が相当程度確定している場合であって、翌年度における当該建物に係る着工時期が既に決定されているとき(これらの事実関係が書面により明らかである場合に限る。)には、当該建設費用のうち、自己資金(寄付金を含む。)相当額を「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除して差し支えない。
2. なお、当該自己資金相当額が現預金に計上されている場合の財産目録の記載方法については、問25の方法によること。

問17 都道府県等が実施する退職共済制度に加入している法人において、会計処理上、資産の部の退職給付引当資産に掛金を計上する一方、負債の部の退職給付引当金に約定の給付額を計上するなどにより、退職給付引当資産が退職給付引当金よりも多く計上されている場合に、当該差額部分は控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)

1. ご指摘のような場合、資産の部に計上されている当該差額部分は、社会福祉充実残額として活用することが困難な資産であることから、控除対象財産に該当するものとして取り扱って差し支えない。
2. なお、この場合の財産目録の記載方法については、問25の方法によること。

問18 法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となってしまうのか。【事務処理基準3の(4)の①の注1関係】

(答)

1. 法人設立時に、現行の関係通知に基づく金額以上の基本財産を確保するよう、所轄庁から指導を受けたような経緯がある場合であって、社会福祉充実残額の算定時においても引き続き当該基本財産を保有している場合には、当該経緯にも配慮し、法人設立時における定款に記載される額等客観的に明らかな額の範囲において、控除対象とすることができるものとする。
2. よって、ご指摘のような場合であって、当該事実が客観的に確認できる書類がある場合には、3億円全額を控除対象として差し支えない。

問19 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から用途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】

(答)

1. 「国や自治体からの補助を受けて設置された積立資産等」については、生活福祉資金貸付事業や介護福祉士等修学資金貸付事業による貸付原資などが該当する。
2. また、「寄付者等から用途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」については、寄付金や会費等の募集に当たってあらかじめ定められた募集要綱や会則等又は寄付者による寄付申込書等において、特定された用途が明記されているものにより設置された積立資産や現預金、有価証券が該当する。
3. なお、上記「特定された用途」とは、「法人運営全般」といったような、その用途に法人の広範な裁量性のあるものは該当せず、「〇〇施設の運営」、「〇〇事業の実施」など、要綱等において、事業の種類が特定されていることが必要である。

※ 寄付金の用途について、法人が寄付者等から、広範な裁量を委ねられているのであれば、当該寄付金が社会福祉充実残額に充当されたとしても、結果として法人が実施する事業に還元されるものであり、寄付者等の意向とは矛盾が生じないものと考えられる。

問20 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から用途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等」に、法人の自主財源が一部混在している場合、当該積立資産は全額控除対象財産として良いか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】

(答)

1. ご指摘のような場合、原則として法人の自主財源相当額を除き、国や自治体からの補助や第三者からの寄付等及びその運用益相当額が控除対象財産となるものであるが、当該積立資産の設置から相当程度の年数が経過するなどにより、これらを区分することが困難な場合には、平成29年3月31日時点における当該積立資産の全額を控除対象財産として差し支えない。
2. ただし、平成29年4月1日以降に、当該積立資産への法人の自主財源を繰り入れた場合、当該自主財源相当額については控除対象財産とはならない。

よって、平成29年3月31日段階における積立資産の額と、平成29年4月1日以降に当該積立資産に繰り入れた自主財源相当額とをそれぞれ区分して把握しておくこと。

問21 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金について、現預金で保有している場合、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①の注4関係】

(答)

1. 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金については、現状復旧のために必要な資金であることから、これを現預金として保有している場合、当該賠償金の範囲で控除対象財産に該当するものである。

問22 対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除く趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の②関係】

(答)

1. 対応基本金については、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含まれる基本金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。
2. しかしながら、3号基本金相当額については、「施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額」であり、不動産等の価額と直接関係するものではないことから、対応基本金の調整において3号基本金相当額を除くことができることとしたものである。
3. なお、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、3号基本金相当額が不明な場合には、当該3号基本金相当額を含め、基本金全額を差し引くものとする。

問23 対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とする趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の③関係】

(答)

1. 対応負債については、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含まれる借入金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。
2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、建物・設備に係る資産額が大部分を占めることとなるが、対応負債の算定に当たっては、概ね貸借対照表における①1年以内返済予定設備資金借入金、②1年以内返済予定リース債務、③設備資金借入金、④リース債務の合計額に相当するものと考えられることから、当該合計額を対応負債として擬制し、事務の簡素化を図ることとしたものである。

問24 財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象となる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載し、それぞれ数量を記載(〇〇ほか〇個)する方法によることは可能か。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】

(答)

1. 財産目録の記載に当たって、資産の数量が大量にある場合、拠点単位で記載しなければならないこととしている土地・建物を除き、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

(具体的な記載例) 車輛運搬具の場合

【控除対象】(会社名) (車輛商品名)ほか20台

【控除非対象】(会社名) (車輛商品名)ほか5台

問25 財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】

(答)

1. 財産目録の記載に当たって、現預金の中に貸付事業の原資など、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」に該当する資産が計上されている場合については、例外的に、現預金の欄を、控除対象とすべき資産と、控除非対象の財産の2段に分けて記載するものとする。

(具体的な記載例)

【控除対象】 〇円 〇〇事業貸付原資として

【控除非対象】〇円

問26 「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、増築を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、増築部分を区分してそれぞれ計算を行うものとする。この際、財産目録についてもこれらを区分することが必要である。

ただし、これにより難しい場合については、これらを区分せず本体建物と一体のものとして、合算して算定を行うことができるものとする。(なお、この場合の建物取得年度については、本体建物の取得年度とする。)

2. また、改築・大規模修繕を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、改築・大規模修繕部分を合算して計算を行うものとする。

ただし、改築・大規模修繕部分が面積の拡充を伴う場合など、これらを区分することが可能な場合については、区分して算定を行うことができるものとする。(この場合の建物取得年度については、それぞれの取得年度とする。また、財産目録についても区分することが必要である。)

問27 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であって、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 本体建物部分と増築部分とが一体不可分な固定資産については、建物延床面積割合などの合理的な方法により按分することとする。

問28 中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法如何。【事務処理基準3の(5)関係】

(答)

1. 中古物件を取得した場合には、当該取得価額の範囲内で、減価償却を行うこととなり、当該減価償却累計額を基に「再取得に必要な財産」を算定することとなる。

問29 減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】

(答)

1. 社会福祉法人会計基準において、貸借対照表上、「建物」に計上すべき金額は、「建物及び建物付属設備」としているところであり、減価償却累計額の算定に当たっては、建物ごとに、当該建物付属設備を含む金額を計上することとなる。
2. なお、建物取得年度の記載に当たっては、建物と建物付属設備の取得年度が異なる場合であっても、建物付属設備の取得・更新時期にかかわらず、建物の取得年度とすること。

〈具体的なイメージ〉

(実際の建物の状況)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2億円
建物付属設備A	2000	0.4億円



(社会福祉充実残額算定シートにおける記載イメージ)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2.4億円

※ 建物Aに係る「再取得に必要な財産(将来の建替に必要な費用)」は、2.4億円×1.298(1980年度の建設工事費デフレーター)×22%となる。

問30 減価償却累計額の算定に当たって、基本財産に位置付けている建物 A の建物付属設備について、建物 A 建設当初のものについては基本財産に計上し、その後に増設した付属設備については、その他の固定資産における構築物に計上しているような場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】

(答)

1. ご指摘のような場合、建物付属設備については、「構築物」ではなく、「建物」の勘定科目を用いるとともに、建物 A の取得年度に応じた建設工事費デフレーターを用いること。

問31 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の③関係】

(答)

1. 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、床面積は考慮せず、取得年度に応じた建設工事費デフレーターを使用するものとする。

問32 一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 一般的な自己資金比率については、「社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究」(一般社団法人日本医療福祉建築協会)において、社会福祉法人の施設建設時の自己資金(寄付金を含み、借入金及び補助金を除く。)の実態を調査し、当該結果を踏まえ、全ての施設種別に共通する平均的な比率として設定している。
2. また、これは、近年の補助金比率の変動を的確に反映させる観点から、直近5年間に建設された施設のデータを用いている。
3. なお、平成30年度以降の具体的な比率については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の稼働状況を踏まえつつ、当該システムから得られたデータを元に、必要な見直しを定期的に行っていくこととしている。

問33 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該建物の入手に当たって、法人としての自己資金は投入されていないことから、建設時の自己資金比率としては0%となるものであり、一般的な自己資金比率である22%を適用することとなる。

問34 個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 個人から建物の寄付を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該自己資金比率の算定時に自己資金には寄附金を含むこととしていることから、建設時の自己資金比率としては100%となる。

問35 建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額」の計算式により、算出することとされているが、この場合の自己資金額には、どのような費用を含めれば良いか。【事務処理基準3の(5)の④関係】

(答)

1. 建物建設時の自己資金額については、建物本体の建設費用のほか、土地造成費、既存建物解体費、仮移転等費用及び設計監理等費用、建物と一体的に整備した設備(厨房設備、機械浴槽等)や外構工事費等の合計額に係る自己資金相当額とすることができるものとする。
2. ただし、土地の取得費用は含まない。

問36 大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えれば良いか。【事務処理基準3の(5)の⑤関係】

(答)

1. 大規模修繕費は、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修するものや応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものとする。
2. 具体的には、例えば以下のような工事が大規模修繕に該当する。

	大規模修繕等の工事に該当する例	大規模修繕等の工事に該当しない例 (施設の一部・応急的対応・メンテナンス行為)
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・全面的なタイルの補修 ・全面的なシール更新 ・全面的な外壁塗装更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・剥落した一部タイルの補修 ・割れた窓ガラスの交換 ・外壁調査
屋根/防水	<ul style="list-style-type: none"> ・防水トップコートの更新 ・バルコニー防水/シート更新 ・屋根面の塗装更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・破損した防水の部分的な補修 ・屋根の塗装剥落部分の補修
内装	<ul style="list-style-type: none"> ・居室・トイレ・浴室等のリニューアル ・事務室のOAフロア化 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部クロス剥離の補修 ・漏水した部分のみの天井の補修 ・扉の開閉不良の調整
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタルTV設備の導入 ・照明設備のLED化 ・受電設備のトランス更新 ・施設内通信設備の導入 ・電気容量の増強 	<ul style="list-style-type: none"> ・管球の交換 ・一部コンセントの不良補修 ・事務室内LAN・電話の敷設
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調熱源の更新(個別空調化) ・空調配管の更新 ・中央監視設備の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・空調配管の漏水部分のみの補修 ・空調機等の故障部分のみの修理 ・空調機オーバーホール ・フィルター/ダクト清掃
給排水	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯器の更新(電化等含む) ・給水/給湯ポンプの更新 ・排水管のライニング更新 ・トイレの増設 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水管清掃 ・水栓金物の漏水補修
EV等昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター巻上機/制御盤/かごの更新 ・ダムウェーターの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの定期保守・メンテナンス
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備の更新 ・インターホン・ICカード等セキュリティ対策工事 ・エントランスへのスロープの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッド・家具等の取替え ・外構植栽の剪定

3. なお、ここでいう大規模修繕費とは、会計処理上、固定資産に計上される資本的支出に限られるものではなく、上記のような工事に係る支出の合計額をいうものである。
4. また、大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に事務処理基準3の(5)の⑤のただし書に規定する計算式によることができることとしているが、上記の工事に係る支出について、一部でも不明な場合には、当該計算式によることとして差し支えない。

問37 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、施設・事業所の経営の有無に関わらず、これに該当する全ての法人がその適用を受けられるものと考えて良いのか。【事務処理基準3の(7)関係】

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

問38 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の要件に該当する場合であっても、法人の判断として特例の適用を受けないことは可能か。【事務処理基準3の(7)関係】

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

問39 社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額については、会計基準による会計処理とは別の概念であることから、必ずしもその他の積立金(積立資産)として計上する必要はなく、社会福祉充実残額をどのような形で保有するかは法人の裁量である。

問40 「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略して良いか。

(答)

1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。
2. なお、この場合、社会福祉充実残額算定シートの記入に当たっては、「活用可能な財産」の欄が記載された上で、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のうちの一部の計算結果が記載され、これらを比較した結果、明らかに「活用可能な財産」の額が下回っていることが判別できるようになっていることが必要である。

【2. 社会福祉充実計画】

問41 社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実残額の算定の結果、社会福祉充実残額が極めて少額であり、社会福祉充実計画を策定するコストと比較して、これを下回るような場合には、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能なものとして、社会福祉充実計画を作成することは要しない。
2. ただし、法人の判断により、これと他の財源を組み合わせ、一定の財源を確保することにより、社会福祉充実計画を策定し、これに基づき社会福祉充実事業を実施することを妨げるものではない。

問42 社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立てを行う、又は単に外部の社会福祉法人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、法第55条の2第1項において、「既存事業の充実又は既存事業以外の新規事業の実施に関する計画」と定義されている。
2. このため、社会福祉充実計画の内容は、法人が社会福祉充実残額を活用し、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う、事業の実施に関する計画であることが求められるものである。
3. したがって、事業実施時期の見通しを明らかにせずに単に資金の積み立てを行う、又は単に資金を拠出するといった内容の計画は認められない。(資金の拠出に併せて、外部の法人の取組や事業に、当該法人の役職員が一定の関わりを持つような場合には、事業の実施に関する計画として認められることはあり得る。)

問43 社会福祉充実計画に盛り込むべき内容として、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行うこととされているが、具体的にはどのように理解すれば良いか。

(答)

1. ここでいう「一定の対象者」とは、法人が実施する事業の利用者又は法人職員、地域住民のいずれかを指すものであり、計画上、これが明確に特定されていることが必要である。
2. また、「受益的なサービスや給付等」とは、上記の対象者が具体的又は反射的に利益を享受するサービスや給付等であることが必要である。
3. さらに、「新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」とは、計画実施期間中に、新たに上記のサービスや給付等を創設する、又は既存のサービスや給付等について、対象者の拡大や実施回数の増加、プログラム内容の充実、設備の充実による利用者の生活環境の改善など、これまでのサービス水準等を向上させるための取組に係る支出を行うことをいうものである。

問44 社会福祉充実計画に記載すべき事業内容は、どのような内容を記載すべきか。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産の使途等について、国民に対する説明責任の強化を図るために行うものであることから、国民が計画に位置付けられた事業の目的や内容を十分に理解できるよう、可能な限り具体的に記載される必要がある。
2. 具体的には、問42の回答のとおり、社会福祉充実計画は、「一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等を、新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」ことを内容とする計画であることから、少なくとも、
 - ① 誰を対象にして
 - ② どのような「サービスや給付等」を実施し
 - ③ それにより、対象者がどのような利益を享受し、
 - ④ それにどの程度のコストをかけることを予定しているのかといった内容が明確に記載されている必要がある。

問45 社会福祉充実計画において、法人における検討の結果、第1順位である社会福祉事業は実施せず、第2順位である地域公益事業又は第3順位である公益事業のみを実施することは可能か。

(答)

1. 可能である。

問46 社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を将来において見込まれる既存事業の赤字により費消するといった内容を記載することは可能か。

(答)

1. ご指摘のような内容は、既存事業の充実にはあらず、計画の内容としては認められないものである。

問47 社会福祉充実計画において、建物に係る借入金を返済するといった内容を記載することは可能か。

(答)

1. 問42の回答のとおり、社会福祉充実計画は、一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等の実施又は充実を図るための支出を行う事業の実施に関する計画であることが求められるものであることから、単に既存の借入金を返済するといった内容の計画は認められない。

問48 社会福祉充実計画においては、事業費を記載することとされているが、当該事業費は、社会福祉法人会計基準に定める事業費に限定され、人件費や事務費は含まないという理解で良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画に記載する事業費については、人件費や事務費を含め、社会福祉充実残額に係る「支出」全体を記載するものである。

問49 法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業に振り替えることは可能か。

(答)

1. 社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、地域の福祉ニーズを踏まえた上で、対象者や事業内容の充実を図るなど、既存事業の見直しを行った上で、これを社会福祉充実事業として実施することは可能である。

問50 社会福祉充実計画において、退職職員の補充を行うことは可能か。

(答)

1. 社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、単に退職職員の補充を行うことのみならず、次の全部又はいずれかの視点から、「既存事業の充実」につながる新たな取組を伴うものであることが必要である。
 - ① 日中のケアや支援プログラムの充実など、利用者に対するサービスの充実
 - ② 職員の増員や有資格者の採用、職員研修プログラムの拡充など、職員に対する処遇の充実

問51 社会福祉充実計画において、職員の給与改善を行う場合、当該改善を行う職員に係る給与全額を盛り込んで良いか。それとも改善に係る相当額のみを盛り込むべきか。

(答)

1. 社会福祉充実残額は、計画を策定した会計年度以降に新たに発生するコストに充てるべきものであることから、社会福祉充実計画において職員の給与改善を行う場合は、改善に係る相当額のみを対象とすべきである。
2. 具体的には、計画を策定した前会計年度における法人単位資金収支計算書の「人件費支出（「役員報酬支出」を除く）」を超える必要額が基本となる。

問52 平成30年度に策定する社会福祉充実計画において、平成29年度の給与規定の改正に基づき、職員の給与改善の実施を盛り込むことは可能か。

(答)

1. 給与規定の改正時期にかかわらず、前年度の給与支給額と比較して、計画策定年度に改善する部分があれば、当該部分について社会福祉充実計画に盛り込むことは可能である。
2. ただし、社会福祉充実残額の活用は、社会福祉充実計画の承認日以降となるので留意すること。

問53 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴うものでなければならないと解すべきか。

(答)

1. 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合であっても、「既存事業の充実」に資する事業を実施することが必要となるが、定員の増加を伴わない場合であっても、

① 居室の個室・ユニット化や居室面積の拡充、利用者が使用できる共有スペースの充実などによる利用者の生活環境の向上

② 先進福祉機器等の導入による利用者ケアの充実

③ ICT設備等の導入による職員の業務効率化

などを通じて、既存事業の充実を図ることは可能であると考えられ、必ずしも定員の増加を伴う必要はない。

問54 社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣工までを盛り込むことで足りるか。

(答)

1. 社会福祉充実計画は、「既存事業の充実又は新規事業の実施」に関する計画とされていることから、少なくとも計画実施期間中に事業開始時期を見込むことが必要であり、建物の新設、建替等を行う場合には、建設の着工及び建物が竣工するのみならず、当該建物を活用した事業が開始するまでを計画に盛り込む必要がある。

問55 社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。

(答)

1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、次表のような判断が難しい事例については、その適否をそれぞれ掲げるとおり判断すべきと考える。

	事例	考え方	適否
①	既存建物の修繕（附属設備の更新含む。）	○ 修繕により、建物内外の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単なる現状復旧のための修繕・補修費用など、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
②	太陽光パネルの設置等省エネ設備の整備	○ 省エネ設備の整備により、経営の安定化や設備の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単に消費電力が省力化するなど、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
③	倉庫の建替	○ 倉庫の建替に併せて、災害時用の備蓄品の備蓄を行うなど、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。	△
④	将来の不動産取得等のための積立で・資産運用	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないとともに、事業費として外部に支出がなされていないことから、不可。	×
⑤	将来的に事業を実施するための不動産取得	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （計画実施期間中に、不動産取得に加え、事業の開始までが予定されていれば可。）	×
⑥	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の全部取得	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑦	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の一部取得 ※ 現に賃借をしている土地の一部のみ取得するような場合	○ 提供されるサービス内容に何ら影響を及ぼさないことから、不可。 （一部取得と併せて、増改築等を行うことにより、併せて建物の機能向上等を図る場合には、可。）	×
⑧	送迎車両の更新	○ 建物とは異なり、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （再取得に必要な費用は控除対象財産として控除済み。ただし、電動リフト搭載車に変更するなど、サービスの向上に資する更新となっている場合には、可）	×

⑨	送迎車両の台数の増加	○ 送迎車両の台数の増加により、送迎回数が増加するなど、利用者等の利便性の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
⑩	駐車場の拡張	○ 職員の通勤効率化、家族との交流の活性化などに資する内容となっている場合には、可。	△
⑪	会議室の設置	○ ケアカンファレンスの活性化などにより、利用者等に対するサービスの質の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
⑫	防災・防犯設備の導入	○ 利用者等の安全確保に資することから、可。	○
⑬	建物の耐震化診断	○ 現行の耐震化基準導入以前に建設された建物について、現行の基準を満たしているか不明な場合に診断を行うことは、利用者等の安全確保に資することから、可。	○
⑭	従業員向けの退職金等に係る保険加入や給食の実施等福利厚生の実施	○ 職員の処遇改善に資することから、可。	○
⑮	会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑯	第三者評価の受審	○ 利用者等に対するサービスの質の向上に資することから、可。	○

問56 社会福祉充実計画の承認に当たって、当該計画に複数の事業が盛り込まれている場合であって、要件を満たす A 事業と、要件を満たしていない B 事業とが混在している場合、どのように取り扱うべきか。

(答)

1. B 事業については、社会福祉充実計画には盛り込むことはできず、原則として計画から削除することが必要である。
2. ただし、B 事業が A 事業と一体的に行われるものである場合には、A 事業の中に B 事業を包含させる修正を行った上で、計画全体を適当なものとして取り扱って差し支えない。

問57 社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができることとされているが、具体的な判断基準如何。【事務処理基準4の(4)関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の実施期間を10か年度以内とするに当たって「合理的な理由」がある場合とは、法人において、計画上、社会福祉充実事業の事業目的を達成するために必要な期間が10か年度を要するという理由を相当程度明らかにしていれば足りるものであり、例えば次のような理由が考えられる。
 - ① 計画において、10か年度にわたり社会福祉充実事業を継続する内容となっていること
 - ② 計画において、6か年度目以降に建物の建替や新規事業所の開設などを行う内容となっていること

問58 実施期間を5か年度とする社会福祉充実計画の申請がなされ、内容を確認したところ、2か年度で社会福祉充実残額全額を費消するような場合であっても、5か年度の計画として承認して良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画は、申請を行う年度の前会計年度に発生した社会福祉充実残額の用途を明らかにする性質のものであることから、社会福祉充実残額がゼロとなった時点で、計画の実施期間を終了させることが必要であり、ご指摘のような場合については、2か年度の計画として承認する必要がある。

問59 社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。

(答)

1. 可能であるが、公認会計士・税理士等による確認の結果、社会福祉充実計画原案を修正する場合には、再度、評議員会に諮る必要がある。

問60 社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、社会福祉充実事業を行う地域に関わらず、法人の所轄庁に対して、申請を行うこととなる。
2. また、社会福祉充実事業の実施地域についての制限はなく、社会福祉充実残額の規模などを踏まえ、法人が判断することとなる。

問61 社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員でも可能か。【事務処理基準5関係】

(答)

1. 理事長を除き、可能である。

問62 社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、所轄庁が改めて公認会計士等の専門家の意見を聴く必要はない。

問63 複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。

(答)

1. ご指摘のような場合、所轄庁又は社会福祉協議会が広域的な調整を行うことは可能であるとともに、地域協議会の場を活用することも考えられる。
2. ただし、最終的な事業実施に係る判断は法人が行うべきものであることから、法人の意向や自主性に十分配慮を行うことが必要である。

問64 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。

(答)

1. 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用については、社会福祉充実計画の策定に必要な費用として、これに社会福祉充実残額を充てて差し支えない。

問65 社会福祉充実計画の事業費が社会福祉充実残額を上回る場合、計画書における事業費等の記載方法如何。

(答)

1. ご指摘のような場合、以下の記載例を参考にすること。

(例) 社会福祉充実残額2億円が生じた法人において、社会福祉充実残額以外に自己資金3億円を活用して施設を整備し、新規事業を実施する場合

平成30年度～平成34年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (平成29年度末現在)	1か年度目 (平成30年度末現在)	2か年度目 (平成31年度末現在)	3か年度目 (平成32年度末現在)	4か年度目 (平成33年度末現在)	5か年度目 (平成34年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	0 千円		0千円
うち社会福祉充実事業費(単位:千円)		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	▲200,000 千円	▲200,000 千円	
本計画の対象期間	平成30年9月1日～平成35年2月10日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
5か年度目	〇〇事業				有	500,000千円
	小計					500,000千円
	合計					500,000千円

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
〇〇事業	計画の実施期間における事業費合計					500,000千円	500,000千円	
	財源構成	社会福祉充実残額					200,000千円	200,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
その他					300,000千円	300,000千円		

5. 事業の詳細

事業費積算 (概算)	〇〇施設建設費用	500,000千円
	合計	500,000千円(うち社会福祉充実残額充当額 200,000千円)

問66 当初策定した社会福祉充実計画(実施期間:平成29年度～平成33年度末までの5年間)について、平成32年度に変更を行った場合、当該計画の実施期間は、変更年度である平成32年度から平成36年度末までの計画に延長されるという理解で良いか。

(答)

1. 社会福祉充実計画の実施期間については、変更の有無やその時期にかかわらず、原則として、当初策定した計画の実施期間の満了の日までが有効となるものであり、変更によって当然に実施期間が延長されるものではない。
2. ただし、社会福祉充実計画の実施期間は最大10年間としていることから、合理的な理由がある場合には、当初策定年度(平成29年度)から10年間(平成38年度まで)の範囲内で、計画の終了時期の変更を行うことは可能である。

問67 当初策定した社会福祉充実計画において、単身高齢者の見守りを行う事業の実施が予定されていたところ、計画実施期間の途中で、建物の建替を行う事業へと、計画の内容が抜本的に変更されるような場合、変更申請により対応して良いか。

(答)

1. 当初策定した計画の内容を抜本的に見直すような場合、計画の変更ではなく、一旦計画を終了し、改めて新規計画を策定することが適当である。

問68 社会福祉充実計画の変更にあたって、承認申請事項と届出事項とが混在する場合、それぞれ別々の書類を提出させるべきか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 変更後の社会福祉充実計画において、文末に()書を付すなど、承認申請事項と届出事項が明確に判別できるようになっていれば、これらを一体的に取り扱うことも差し支えない。
2. この場合、事務処理基準別紙5及び別紙6の様式例にかかわらず、次の様式例を参考とすること。

(文書番号) 平成〇年〇月〇日
〇〇〇都道府県知事 又は 殿 〇〇〇市市長
(申請者) 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇
承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請及び届出について
平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請するとともに、同法同条第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。
(添付資料)
・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画 (注)変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示するとともに、承認申請事項と届出事項が容易に判別できるよう、変更箇所の文末に「(承認申請事項)」又は「(届出事項)」を付すこと。
・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)
・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
・ 社会福祉充実残額の算定根拠
・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

問69 社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状況を反映することが必要であることから、災害の発生など、計画策定時からの大幅な事情変更がある場合を除き、原則として、毎会計年度、所轄庁へ計算書類等を提出する時期(6月30日)に併せて行うものとする。
2. なお、計画の変更承認手続きについては、法第55条の3第1項において「あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない」とされていることから、上記の時期では事前に所轄庁の承認を得ることが困難な場合には、この限りではない。

※ 他方、計画の変更届出については、法第55条の3第2項において「遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない」とされていることから、事後の届出で可。

問70 承認社会福祉充実計画において、事業開始時期が8月1日とされていたところ、実際の事業開始時期は9月1日となり、また、事業費についても変動が見込まれる。このような場合についても計画の変更は必要なのか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 承認社会福祉充実計画の変更手続きについては、事務処理基準10に規定するとおり、社会福祉充実計画が「承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の用途を明らかにする」といった性質のものであることから、実績との乖離が生じたことをもって計画の変更手続きを行う必要はない。
2. 当該変更手続きについては、
 - ① 社会福祉充实事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か、
 - ② 将来に渡って影響を及ぼす内容か、
 - ③ 地域住民に公表すべき内容か、といった観点から、法人において計画変更の必要性を検討し、法人において必要と判断する場合に行うことが必要となるものである。
3. よって、「事務処理基準10」に規定する表は、法人が社会福祉充実計画の変更が必要と判断した場合において、変更承認手続又は変更届出手続のいずれを行うべきかを区分するための判断基準となるものであること。

問71 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、それのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充実に充てる社会福祉充実残額については、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残額が変動したことのみをもって計画の変更手続きを行う必要はない。
2. ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉充実残額と大幅な乖離が生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行うことが必要である。

問72 問71において、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合は、計画の変更を行うことが必要とされているが、「計画策定時の見込み」とは具体的にどの値を指すか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 平成29年度決算において、実際上の社会福祉充実残額が大幅に増加したような場合には、平成29年度末現在の計画額(計画様式における1. 基本的事項の「会計年度別の社会福祉充実残額の推移」の値)との比較を行うものである。

問73 問14において、社会福祉充実計画により購入した土地が当該計画の実施期間満了まで控除対象財産とならないことにより、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合、計画の変更を行う必要があるのか。

(答)

1. ご指摘のような場合、実際上の社会福祉充実残額から、当該土地等の固定資産に係る貸借対照表価額分を差し引いた額と、計画額とを比較すること。
2. この場合、財産目録において社会福祉充実計画用財産として、これを特定できるようにすることが必要であり、具体的な記載方法については、以下のとおりとすること。

(具体的な記載例)

【控除非対象】土地 ○○円 社会福祉充実計画用財産

問74 法人において緊急的な支出の必要性が生じた場合に、所轄庁の承認を得ずに、社会福祉充実残額をその支出に充てることはできるのか。

(答)

1. 可能である。
2. ただし、法人は、社会福祉充実計画に従って事業を行わなければならないことから、社会福祉充実残額の大幅な減少につながるような支出を行う場合には、所轄庁とも相談の上、必要に応じて社会福祉充実計画の変更等の手続きを行うことが適当である。

問75 社会福祉充実事業について、予測できない財務状況の変化等により、明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合、どのような対応をすれば良いか。

(答)

1. 法第55条の4の規定に基づき、社会福祉充実計画を終了することとなる。

問76 社会福祉充実計画の公表に当たって、社会福祉充実残額算定シートについても併せて公表する必要があるのか。【事務処理基準12関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の公表に当たっては、所轄庁からの承認を受けた計画本体を公表すれば足りるものであり、必ずしも社会福祉充実残額算定シートを公表しなければならないものではない。

問77 社会福祉充実計画の公表に当たって、母子生活支援施設を運営している場合など、法人の所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合、どのように対応すれば良いか。【事務処理基準12関係】

(答)

1. 社会福祉充実計画の公表に当たって、法人の所在地や連絡先、事業実施地域などを公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合には、該当項目を白塗りとした上で、公表することも可能である。
2. ただし、所轄庁に対する承認申請の際には、全ての項目が記載されている必要があるので、留意すること。

問78 社会福祉充実計画の実績の公表はどのような様式で行えば良いか。【事務処理基準1
2関係】

(答)

1. 法人の任意の様式で差し支えないが、法人における事業報告において記載を加えることなどの方法が考えられる。

問79 ○○市の所管法人が社会福祉充実計画の承認申請を行うに当たって、当該計画において○○市以外での事業所の開設を含む内容となっていることから、当該計画が承認されれば、年度の途中から所轄庁が○○市から□□県に変わる事となる。このような場合、6月30日時点の旧所轄庁(○○市)に計画の承認申請を行うべきか、それとも事業実施後の新所轄庁(□□県)に申請を行うべきか。

(答)

1. ご指摘のような場合、法人は旧所轄庁(○○市)に計画の承認申請を行い、旧所轄庁が承認を行うものとする。
2. この際、旧所轄庁においては、計画の承認に当たって、市域外での事業実施の適否について新所轄庁の意見を求めるなど、新旧所轄庁において十分な連携を図ること。
3. なお、計算書類等の提出についても、旧所轄庁あて行うこと。

問80 承認社会福祉充実計画については、2年目以降、どのような手続が必要となるのか。

(答)

1. 計画の変更を行わない限りにおいては、社会福祉充実残額を算定し、その結果(社会福祉充実残額算定シート)を計算書類等とともに、6月末までに所轄庁あて届け出ることにより足りるものである。

問81 法人から申請のあった社会福祉充実計画について、本来記載すべき内容が記載されていない又は事業内容が問42に掲げる要件に明らかに適合していないなど、不適法な内容である場合、所轄庁においては、どのように取り扱うべきか。

(答)

1. 法人から申請のあった社会福祉充実計画が不適法な内容である場合、所轄庁においては、原則として以下のような手順により、対応すべきである。
 - ① 不適法な理由を明らかにした上で、一定の期限までに申請内容の修正を指導
 - ② ①の指導に従わない場合、申請に対する不承認を通知するとともに、一定の期限までに計画の再提出を指示
 - ③ ②の指示に従わない場合、社会福祉法第 56 条の規定に基づき、改善勧告や改善命令、役員解職勧告等を順次実施
2. なお、所轄庁において、判断が難しい個別の事案がある場合については、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて照会されたい。

【3. 地域協議会】

問82 地域協議会の運営に当たって、所轄庁においてはどのような事務を行えば良いか。

(答)

1. 所轄庁については、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制整備に関して責任を有することから、例えば、以下のような事務を直接的又は間接的に行うことが必要である。
 - ① 社会福祉法人が意見聴取を行うに当たって、所管地域において空白地域が生じないよう、一又は複数の地域協議会の立上げに向けた必要な調整を行うこと
 - ② 地域協議会の構成員の人選を行うこと
 - ③ 管内の地域協議会の窓口等のリスト化を図り、周知を行うこと
 - ④ 社会福祉法人が意見聴取を行うに当たって、地域協議会の開催日に係る日程調整を行うこと
 - ⑤ 地域協議会にオブザーバーとして参加し、法人間又は他の事業等との連携、役割分担等の調整を行うこと

問83 地域協議会の開催費用については、どこが負担すべきか。

(答)

1. 地域協議会の開催費用については、道府県・市に係る地方交付税において措置されているところであり、原則として所轄庁が負担することが適当である。

問84 地域協議会は必ず設置しなければならないのか。また、法人が自ら地域の関係者から意見聴取を行うことは可能か。

(答)

1. 地域協議会については、法人が円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、地域公益事業の実施を契機として、地域における関係者のネットワークの強化を図りつつ、地域福祉の推進体制の強化を図るために設置するものである。
2. このように、法人が実施する地域公益事業の実効性を高めていく観点から、既存の会議体の活用を含め、地域協議会を設置することが必要であると考えている。
3. しかしながら、地域協議会の体制整備に時間を要している所轄庁も多いことから、平成30年度においては、以下のような方法等により代替することができるものとする。
 - ① 法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと
 - ② 法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと
4. なお、このような場合であっても、可能な限り速やかに地域協議会を設置するものとし、設置次第、地域公益事業の取組内容について改めて協議を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて社会福祉充実計画の見直し等を行っていくことが重要である。
5. また、所轄庁における地域協議会の開催に係る経費については、地方交付税による措置がなされているので、これも有効に活用されたい。

問85 地域協議会において意見聴取を行うに当たって、社会福祉充実計画原案を作成した法人の出席は必ず必要か。また、地域協議会の構成員から書面により意見聴取を行うといった方法は可能か。

(答)

1. 地域協議会については、地域の関係者間のネットワークの強化を図りつつ、それぞれの取組間の連携強化、既存の取組の狭間にある地域課題の共有、これに対応した新たな社会資源の創出などを協議し、それぞれの取組内容の摺り合わせを行うこと等を目的として開催するものであることから、原則として、法人及び地域協議会の構成員の出席の下、開催することが必要である。
2. しかしながら、地域協議会の開催に係る構成員間の日程調整が困難な場合や、法人における社会福祉充実計画の理事会・評議員会での承認スケジュール等との関係から、地域協議会の開催が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合には、ご指摘のような方法により代替することも可能である。
3. ただし、このような場合にあっても、後日、承認社会福祉充実計画に基づく事業の実施状況をフォローアップするための地域協議会を開催し、そこでの協議内容を必要に応じて計画に反映していくといったプロセスを確保することが重要である。

問86 地域公益事業の実施とともに、既存事業の充実を図ることを内容とする社会福祉充実計画の場合、既存事業の充実部分についても、地域協議会の意見を聴く必要があるのか。

(答)

1. 地域協議会においては、最低限、地域公益事業についての意見聴取を行えば足りるものであるが、法人がその他の事業についても併せて意見聴取を希望する場合には、任意でそのような取扱いとすることも可能である。

問87 法人から地域公益事業の実施希望がない場合、地域協議会は開催しなくても良いか。

(答)

1. 法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを推進することは有用であることから、他に同様の議論の場がある場合を除き、

① 地域課題の共有

② 地域の関係者によるそれぞれの取組内容の共有

③ 地域の関係者の連携の在り方

④ 「地域における公益的な取組」の取組内容、推進方策

などに関する討議を行うため、毎年度1回以上は行うことが望ましい。

問88 法人が当該法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業を実施する場合、当該法人の所轄庁はどのような対応を行うべきか。

(答)

1. 所轄庁において、法人からこのような相談を受けた場合には、法人が地域公益事業の実施を希望する地域を所管する所轄庁又は自治体に対して、法人の概略、相談内容などについて情報提供を行うなど必要な調整を行われたい。

問89 自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が事業の実施を希望する場合には、どのように対応すべきか。

(答)

1. 所管地域内における福祉サービスの充実が図られることとなるため、他の所轄庁が所管する法人であっても、当該他の所轄庁と連携を図り、自らの所管地域内にある地域協議会の開催等、必要な支援を行われたい。

社援基発 0123 第 2 号
平成 30 年 1 月 23 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等
について」の一部改正について

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」(平成29年1月24日付け社援基発0124第1号社会・援護局福祉基盤課長通知)について、直近の統計等を踏まえ、別添のとおり改正し、平成30年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

(別添)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2016年と比較した 伸び率	年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2015年と比較した 伸び率		
1960 以前	19.8	5.333	1960 以前	21.0	5.206		
1961	21.8	4.844	1961	23.2	4.707		
1962	22.3	4.735	1962	23.7	4.611		
1963	22.9	4.611	1963	24.4	4.483		
1964	23.9	4.418	1964	25.4	4.295		
1965	24.7	4.275	1965	26.2	4.169		
1966	26.5	3.985	1966	28.1	3.882		
1967	28.0	3.771	1967	29.8	3.668		
1968	29.0	3.641	1968	30.8	3.541		
1969	30.9	3.417	1969	32.8	3.332		
1970	32.8	3.220	1970	34.9	3.131		
1971	33.3	3.171	1971	35.4	3.087		
1972	36.3	2.909	1972	38.6	2.831		
1973	45.9	2.301	1973	48.7	2.241		
1974	54.4	1.941	1974	57.8	1.889		
1975	55.1	1.917	1975	58.5	1.867		
1976	59.6	1.772	1976	63.3	1.725		
1977	62.2	1.698	1977	66.0	1.654		
1978	65.5	1.612	1978	69.6	1.569		
1979	72.6	1.455	1979	77.1	1.416		
1980	79.2	1.333	1980	84.1	1.298		
1981	79.5	1.328	1981	84.4	1.294		
1982	79.7	1.325	1982	84.7	1.290		

改正後		改正前	
1983	<u>79.7</u>	1983	<u>84.7</u>
1984	<u>81.5</u>	1984	<u>86.5</u>
1985	<u>81.1</u>	1985	<u>86.1</u>
1986	<u>80.6</u>	1986	<u>85.5</u>
1987	<u>82.0</u>	1987	<u>87.1</u>
1988	<u>83.6</u>	1988	<u>88.7</u>
1989	<u>88.0</u>	1989	<u>93.5</u>
1990	<u>91.0</u>	1990	<u>96.7</u>
1991	<u>93.3</u>	1991	<u>99.1</u>
1992	<u>94.6</u>	1992	<u>100.4</u>
1993	<u>95.1</u>	1993	<u>101.0</u>
1994	<u>95.5</u>	1994	<u>101.4</u>
1995	<u>95.6</u>	1995	<u>101.5</u>
1996	<u>95.8</u>	1996	<u>101.8</u>
1997	<u>96.5</u>	1997	<u>102.5</u>
1998	<u>94.7</u>	1998	<u>100.5</u>
1999	<u>93.8</u>	1999	<u>99.6</u>
2000	<u>94.0</u>	2000	<u>99.8</u>
2001	<u>92.4</u>	2001	<u>98.1</u>
2002	<u>91.5</u>	2002	<u>97.1</u>
2003	<u>92.0</u>	2003	<u>97.7</u>
2004	<u>93.1</u>	2004	<u>98.8</u>
2005	<u>94.2</u>	2005	<u>100.0</u>
2006	<u>96.0</u>	2006	<u>102.0</u>
2007	<u>98.5</u>	2007	<u>104.6</u>
2008	<u>101.6</u>	2008	<u>107.9</u>
2009	<u>98.2</u>	2009	<u>104.3</u>
			<u>1.290</u>
			<u>1.262</u>
			<u>1.268</u>
			<u>1.276</u>
			<u>1.254</u>
			<u>1.231</u>
			<u>1.168</u>
			<u>1.130</u>
			<u>1.102</u>
			<u>1.087</u>
			<u>1.081</u>
			<u>1.077</u>
			<u>1.076</u>
			<u>1.073</u>
			<u>1.065</u>
			<u>1.086</u>
			<u>1.097</u>
			<u>1.094</u>
			<u>1.113</u>
			<u>1.124</u>
			<u>1.117</u>
			<u>1.105</u>
			<u>1.092</u>
			<u>1.071</u>
			<u>1.044</u>
			<u>1.012</u>
			<u>1.047</u>

改正後		改正前	
2010	98.5	2010	104.6
2011	100.0	2011	106.2
2012	99.3	2012	104.5
2013	101.7	2013	107.0
2014	105.2	2014	109.8
2015	105.4	2015 以降	109.2
2016 以降	105.6		

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.123 となる。

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.094 となる。

※ 一般の改正において、その他の指標について改正は行わないので留意のこと。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

◆ 「保育所保育指針解説」公表される…………… 1

◆ 「保育所保育指針解説」公表される

平成30年2月22日（木）、厚生労働省は、平成30年4月から改定適用される保育所保育指針の解説を公表しました（下記URL参照）。

同解説は、保育所保育指針の基本的な考え方、改定の背景および経緯、方向性を示した上で、保育所保育指針に示された各事項にかかる留意点等を記しています。

【保育所保育指針解説（PDF）掲載URL】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kaisetu.pdf>

なお、本解説においては、1 職員の資質向上に関する基本的事項（1）保育所職員に求められる専門性（363～364 ページ）において、保育所の職員には「特に高い倫理観が求められる」と記したうえで、「全国保育士会倫理綱領」について触れ、「保育士に求められる子ども観やそれを踏まえた保育の基本姿勢及び保育士としての使命と役割を掲げた上で、子どもの最善の利益の尊重、プライバシーの保護、子どもの立場に立って言葉にできない思いやニーズを的確に代弁することなど、保育士の職務における行動の指針が示されている」と、紹介しています。